（平成二十八年熊本地震に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　平成二十九年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

［削る］

一　平成二十九年十月三十一日までに平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する熊本県心のケア事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた道府県において、公営企業の職員を災害復旧等に従事させるため転任させた場合の当該職員に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めた経費に〇・八を乗じて得た額

［削る］

2　平成二十九年度に限り、第二条第一項第一号の表第四十九号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条　平成二十九年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

（平成二十八年熊本地震に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　熊本県について、平成二十八年熊本地震に係る復興事業等を実施するための基金の積立て等に要する経費として算定した額　五百十億円

二　熊本県について、第二条第一項第一号の表第五号二の表に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同表中「一七、六〇〇円」とあるのは、「二九、六〇〇円」と読み替えるものとする。

三　平成二十八年十月三十一日までに平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［新設］

［新設］

2　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の表第五号二の表の規定は、熊本県については、適用しない。

3　平成二十八年度に限り、第二条第一項第一号の表第五十号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の表の規定に準じて算定した額。この場合において、同表中「二三、五〇〇円」とあるのは「三〇、〇〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十八年熊本地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件）により告示した団体にあつては、二八、六〇〇円）」と、「一六九、四〇〇円」とあるのは「一六九、四〇〇円（平成二十八年総務